

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
が休日は、
その翌日
の翌日
の翌日)

目 次

◇告 示 鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正(廃棄物対策課)

告 示

鳥取県告示第八百二十九号

鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱(平成四年三月鳥取県告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第2条第6号中「若しくは埋立処分」を削る。

第6条を削り、第2章中第7条の前に次の1条を加える。

(生活環境影響調査計画書の作成等)

第6条 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者(以下「産業廃棄物処理施設設置予定者」という。)は、法第15条第3項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)を実施する前に、次に掲げる事項を記載した生活環境影響調査計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画の概要

(2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち、生活環境影響調査を実施する項目及びその選定理由

(3) 生活環境影響調査を実施する区域及びその設定理由

(4) その他参考となる事項

2 知事は、前項の規定により生活環境影響調査計画書が提出されたときは、別に定める生活環境影響調査に関する指針に基づき、産業廃棄物処理施設設置予定者に対し、当該計画書の内容について、必要な指導を行うものとする。

3 前項の場合においては、知事は、関係市町村長に対し、生活環境影響調査計画書の内容に対する地域の生活環境の保全上の見地からの意見を求め、その意見を勘案するものとする。

4 関係市町村長は、前項の意見を述べるに当たり、産業廃棄物処理施設設置予定者に対し説明を求めることができる。

5 産業廃棄物処理施設設置予定者は、前項の規定により関係市町村長から説明を求められたときは、誠意をもって対応しなければならない。

第7条を次のように改める。

(生活環境に関する調査の実施)

第7条 産業廃棄物処理施設以外の処理施設又は積換え保管施設(以下「処理施設等」という。)を設置しようとする者は、事前に、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施しなければならない。

2 前項の規定による調査については、前条の規定を準用する。

第8条第1項中「設置予定者」を「産業廃棄物処理施設設置予定者又は前条第1項に

規定する者(以下「設置予定者」という。))に改め、同条第2項中「添付書類」の次に「(産業廃棄物処理施設以外の処理施設等を設置しようとする場合にあつては、前条第1項の規定による調査の結果を記載した書類、施設の構造を明らかにする設計計算書、処理工程図及び施設の付近の見取り図)」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、以下1号ずつ繰り上げる。

第22条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第3項中「建築廃材」を「がれき類」に改める。

様式第1号の添付書類2中 立地環境の調査結果」を削り、

地元説明計画書」を

地元説明計画書

産業廃棄物処理施設以外の処理施設等にあつては、生活環境に関する調査の結果を記載した書類、施設の構造を明らかにする設計計算書、処理工程図及び施設の付近の見取り図

」

様式第4号の備考中「建設廃材」を「がれき類」に改め、同様式の添付書類中2を削り、3を2とする。

附 則

- 1 この告示は、平成10年12月25日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱第8条第1項の事前協議書が提出された処理施設等については、改正後の鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱第6条及び第7条の規定は適用しない。